

株主各位

東京都港区新橋五丁目22番10号
株式会社ステムセル研究所
代表取締役社長 清水 崇文

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場にご来場を予定される株主様におかれましては、健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患のある方、体調がすぐれない方はご来場を見合わせることをご検討ください。当日の会場ではマスクの常時着用等、ご自身及び周囲への感染予防にご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況次第では、開催時間短縮や入場者数の制限等、運営方法を見直す可能性もございます。株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 開催場所 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル「アイビー」
3. 会議の目的事項

報告事項

第23期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stemcell.co.jp/corporate/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.stemcell.co.jp/corporate/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいづれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しみず たかふみ 清水 崇文 (1973年3月17日)	1998年9月 株式会社日本トリム入社 2006年8月 同 社 関 係 会 社 PT.SUPER WAHANA TEHNO 副社長 2010年4月 株式会社日本トリム経営企画部長 2013年4月 同社執行役員経営企画担当 2013年8月 株式会社日本トリム関係会社 株式会社トリムジンホールディングス（現 株式会社トリムメディカル ホールディングス）代表取締役社長 2013年9月 当社取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）	25,700株
2	のいち しんすけ 乃一 進介 (1971年5月4日)	1990年4月 株式会社日本トリム入社 2013年4月 同社経営企画部副部長 2015年4月 同社本社営業部副部長 2016年4月 同社総務部副部長 2016年6月 当社取締役総務部長 2016年12月 株式会社日本トリム関係会社 株式会社トリムメディカル ホールディングス取締役 2017年6月 当社取締役管理本部長（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	やまだ ともお 山田 智男 (1944年11月25日)	1968年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 同社燃料第二本部長(参与) 1999年2月 同社中国支社長(理事) 2004年7月 豊国工業株式会社常務取締役 2015年6月 当社社外取締役 2018年6月 株式会社トリムメディカル ホールディングス取締役 2019年2月 当社社外取締役(現任)	200株
4	あんどう きみひで 安藤 公秀 (1959年11月14日)	1982年4月 三菱商事株式会社入社 2007年3月 同社関係会社PT.Kaltim Parna Industri代表取締役社長 2010年4月 同社パキスタン総代表(理事) 2020年1月 株式会社安藤公秀代表取締役(現任) 2020年1月 House of Habib会長顧問兼在日総代表(現任) 2020年1月 AGC株式会社化学品カンパニーシニアアドバイザー(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田智男、安藤公秀の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 山田智男、安藤公秀の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制がさらに強化できると期待し、選任をお願いするものであります。山田智男、安藤公秀の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山田智男氏は3年4ヶ月となり、通算の在任期間は6年4ヶ月となります。安藤公秀氏は2年となります。
4. 当社は、山田智男、安藤公秀の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、山田智男、安藤公秀の両氏の選任が承認された場合、当該契約を延長する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役候補者安藤公秀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 香山昭人氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、長江賢氏は香山昭人氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ながえけん 長江賢 (1961年12月13日)	1984年4月 三井物産株式会社入社 1993年10月 同社 フランス三井物産 Directeur Adjoint, Dept. Chimiques 2000年5月 同社 東京本店産業材料事業部 室長代理 2003年8月 同社 関西支社合成樹脂部 室長 2008年11月 同社関係会社 PT HexalIndonesia President & Director General 2011年6月 同社 東京本店化学品業務監査室 次長／内部監査人 2015年9月 同社関係会社 Advanced Composites, Inc. Executive Vice President	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 長江賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 長江賢氏を社外監査役候補者とした理由は、大手商社における豊富な経験、また内部監査人としての経験から監査業務に対する専門知識を有しており、当社の経営の適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 長江賢氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 長江賢氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏は新たに独立役員となる予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
香山昭人 (1946年6月23日)	1969年4月 株式会社神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1992年10月 同行 宝塚支店長 1995年11月 株式会社日本トリム入社 2000年4月 同社 常務取締役管理本部長 2013年10月 同社関係会社 株式会社トリムジンホールディングス （現 株式会社トリムメディカルホールディングス） 常勤監査役 2015年6月 当社監査役（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 香山昭人氏は、本総会終結の時をもって、当社監査役を退任されます。
3. 香山昭人氏は、当社の社外監査役としての十分な活動実績があることに加え、金融機関等において役員として培われた専門的な知識等を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 香山昭人氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 香山昭人氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響が継続いたしました。当社におきましては、昨年度より実施している、デジタル・マーケティング活動の強化、そして、昨年4月より新たに開始した、日本初の「さい帯保管サービス」が寄与し、過去最高の売上高を計上いたしました。そして、今後の検体数の増加を見据えて、今期既に従来との3倍の規模に対応できる横浜細胞処理センター及び第二保管センターを稼働させ、今後の更なる業績の拡大に対する備えを行っております。

再生医療分野での研究開発につきましては、日本国内においては、高知大学医学部附属病院や大阪公立大学医学部附属病院等における「さい帯血」による、小児神経疾患を対象とした臨床研究が、また米国においては、デューク大学での第Ⅱ相臨床研究の成果を受け、「さい帯血」により、脳性麻痺等の治療を行う専門クリニックの設立が進められる等、大きく進展しております。

また、引き続き、東京大学医科学研究所及び東京大学医学部附属病院との小児形態異常等の先天性疾患に対する「さい帯」を用いた治療法の開発、大阪大学大学院医学系研究科との「さい帯」を用いた新たな半月板治療法の開発等、再生医療分野でのアカデミアとの共同研究にも注力しております。

これらの活動の結果、当事業年度における売上高は、過去最高の、1,781,943千円（前期比26.4%増）、営業利益は、226,952千円（同161.2%増）となりました。また、当社は、2021年6月25日に東京証券取引所マザーズ市場（市場区分の変更により現在はグロース市場）に上場し公募増資を行いました。それに伴い株式交付費6,219千円、株式公開費用9,378千円を営業外費用に計上した結果、経常利益は、212,554千円（同130.0%増）、当期純利益は、133,726千円（同114.4%増）となっております。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、事業拡大に向けた投資と財務体質の強化のため、当期も引き続き無配とさせていただきます。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

2021年6月25日をもって東京証券取引所マザーズ市場（市場区分の変更により現在はグロース市場）に上場し、公募増資により、総額659,971千円の資金調達を行いました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は175,549千円（資産除去債務を含まない。）であります。うち、新設した細胞保管センターに関する、設備投資の総額は117,870千円であり、その主なものは、設備新設工事（69,100千円）、検体保管器（45,420千円）となっております。その他は、細胞処理センターのプログラムフリーザー（9,142千円）となっております。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2019年3月期)	第21期 (2020年3月期)	第22期 (2021年3月期)	第23期(当期) (2022年3月期)
売上高	1,149,857千円	1,676,456千円	1,409,515千円	1,781,943千円
経常利益	216,252千円	382,533千円	92,407千円	212,554千円
当期純利益	142,835千円	277,485千円	62,371千円	133,726千円
1株当たり当期純利益	29円35銭	57円01銭	12円81銭	26円41銭
総資産	2,813,411千円	3,564,700千円	3,958,493千円	5,215,602千円
純資産	982,352千円	1,259,838千円	1,322,209千円	2,103,983千円
1株当たり純資産	201円84銭	258円85銭	271円66銭	410円67銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2019年12月27日付で、普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。上記では、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。
3. 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(4) 対処すべき課題

① 基本方針

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」のノウハウの蓄積・技術開発・サービスの向上に努めて参ります。

そして、細胞バンクに保管されている細胞を用いて「新しい医療」を提供しようと日々努力を重ねられている医師や研究者の方々と協力し、これまで治療法のない病態に苦しむ患者さんに寄り添い、医療の発展に寄与する事を目標としております。

また、当社独自の、細胞バンク事業のネットワークを基盤とした新たなビジネスモデルの構築による収益拡大に取り組んでおります。

② 対処すべき課題

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、以下を課題と捉え対処して参ります。

- ・当社は、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」を主事業としております。この「細胞バンク事業」において、さい帯血の保管については、厚生労働省健康局より、「臍帯血取扱事業の届出」の提出を要請されており、当社は今後も同省と協議しながら、適切に事業運営を行って参ります。
- ・当社の主事業である「細胞バンク事業」においては、近年その需要が急激に高まってきており、当社は2021年3月に新たな細胞処理センター（横浜市）を増設いたしました。今後も2021年4月に開始した「さい帯（へその緒）保管サービス」を含めた、出産に由来する組織由来の細胞（周産期組織由来細胞）等の採取、保管事業の拡大に備え、細胞処理能力、細胞保管能力の増強を行って参ります。
- ・当社では、人員の増強、組織の強化が重要な経営課題の一つと捉えております。今後も、専門知識を持った優秀な人材を継続的に採用、また育成を行い、組織を強化して行くとともに、「デジタル化」による、より効率的な業務運用を目指して参ります。また、社員のモチベーションを上げるための研修制度、福利厚生も充実させて参ります。
- ・当社では、持続的な企業価値向上を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンス強化の取組みとして、社外取締役の充実等、意思決定プロセスの透明化を図って参ります。また、役職員に対して、コンプライアンス意識を高めるための啓蒙活動を継続して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

細胞バンク事業

(6) 主要な営業所及び施設並びに使用人の状況（2022年3月31日現在）

- ① 主要な営業所及び施設
営業所

名 称	所在地
本社	東京都港区
虎ノ門オフィス	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市東区
大阪オフィス	大阪府豊中市
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

施設

名 称	所在地
東京細胞処理センター（東京CPC）	東京都港区
横浜細胞処理センター（横浜CPC）	神奈川県横浜市緑区
細胞保管センター（CCC）	神奈川県横浜市緑区

- ② 使用人の状況

使用人数	82名	前期末比増減	3名
平均年齢	37.1歳	平均勤続年数	5.1年

（注） 上記使用人には、臨時従業員（嘱託、パートタイマー等）を含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

- ① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社トリムメディカル ホールディングスで、同社は当社の株式を3,692,100株（持株比率 72.06%）保有しております。

- ② 子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

2021年6月25日付をもって、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。なお、2022年4月4日付の東京証券取引所における市場区分の変更に伴い、現在はグロース市場に移行しております。

2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 19,460,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,123,300株 |
| (3) 株主数 | 2,143名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社トリムメディカル ホールディングス	3,692,100株	72.06%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	170,000株	3.31%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	107,300株	2.09%
名古屋中小企業投資育成株式会社	84,000株	1.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	79,200株	1.54%
野村信託銀行株式会社（投信口）	67,800株	1.32%
森 雅 徳	62,300株	1.21%
山 本 邦 松	45,100株	0.88%
SINO CELL TECHNOLOGIES INC.	35,000株	0.68%
ステムセル研究所従業員持株会	26,651株	0.52%

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年6月24日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式総数は256,200株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当期中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 崇文	
取 締 役	乃 一 進 介	常務執行役員管理本部長
取 締 役	山 田 智 男	
取 締 役	安 藤 公 秀	株式会社安藤公秀代表取締役 House of Habib会長顧問兼在日総代表 AGC株式会社化学品カンパニーシニアアドバイザー
常 勤 監 査 役	坂 井 和 夫	
監 査 役	香 山 昭 人	
監 査 役	藤 川 義 人	弁護士（弁護士法人 淀屋橋・山上合同）

- (注) 1. 取締役 山田智男及び安藤公秀は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 香山昭人及び藤川義人は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外監査役 香山昭人は、金融機関等において培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役 藤川義人は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 安藤公秀を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・基本方針

当社の取締役の報酬は当社の持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、a.基本報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成する。社外取締役については、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとする。

なお、今後、更なる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の新たな導入の検討を進めるものとする。

a.基本報酬

基本報酬は、月齢の固定報酬とし、役位及び担当する職務、在任年数等に応じて決定する。(退職慰労金を含む。)

b.短期インセンティブ報酬としての賞与

短期インセンティブ報酬としての賞与の額及び支給の時期については、株主総会決議に従うことを前提に、代表取締役社長が会社の業績、役位及び担当する職務等に応じて案を策定し、取締役会において決定する。

c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプション

取締役に対し、中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションを付与する場合は、都度、その内容について取締役会で決議の上、株主総会に付議することとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の基本報酬としての金銭報酬については、代表取締役社長清水崇文に取締役個人別の報酬額の具体的内容を委任し、代表取締役社長において決定しております。

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮した上で決定することとしております。

当社取締役会は取締役会個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを事後的に確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	48,661 (8,045)	46,221 (8,045)	—	—	2,439 (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,524 (5,550)	11,150 (5,550)	—	—	373 (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	60,185 (13,595)	57,372 (13,595)	—	—	2,813 (—)	7 (4)

(4) 社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	山 田 智 男	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、主に豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。期待される役割は、大手商社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制をさらに強化することです。
社外取締役	安 藤 公 秀	当事業年度開催の取締役会21回全てに出席し、主に海外での豊富な経営経験及び幅広い見識に基づき、議案等につき必要な発言を適宜行っております。期待される役割は、大手商社における豊富な海外経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことにより、経営体制をさらに強化することです。
社外監査役	香 山 昭 人	当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関等を通じて培った知識・見地に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	藤 川 義 人	当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております。その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに必要に応じ発展的に改正等を行う。
- ② コンプライアンス管理規程を制定し、教育研修等の場を設けるなど、その修得を図るものとする。
- ③ 内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査担当者及び代表取締役は必要に応じて、会計監査人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ④ 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該告発者が不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行にかかわる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。

- ① 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要文書は、電子媒体によるバックアップを併用し適切に保存管理する。
- ② 文書管理所管部署は管理本部であるが、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経済活動におけるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するため、リスク管理規程を制定し、多様なリスクを未然に防止するとともに、危機発生時にはそのリスクを極小化する管理体制を整備するものとしております。リスク管理部門としては、管理本部が統括し、担当取締役がそれを管掌することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な職務執行体制を確保するために次のように定めております。

- ① 定例取締役会を毎月一回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行体制を確保する。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、当社社内規程に基づく権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ③ 業務の効率化に必要な情報インフラの整備・構築を図る。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 内部監査による業務監査により、会社全般にわたる業務の適正性を確保し、公正で効率的な遂行を図ることを目的とし、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 管理担当取締役は、効率的経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備する。
- ③ 財務報告に係る内部統制の評価の基本方針に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスを整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項その使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を指名し、指名された使用人は補助者としてその職務に専念する。

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人は必要に応じてその人員を確保する。
- ② 監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
- ③ 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、内部通報の事実を、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

- ① 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役を含め公正かつ透明性を担保するための体制を整備する。

- ① 監査役は代表取締役との意見交換を密にし、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役会は内部監査担当者及び管理部と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取する。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力排除規程」に従い、主管部署たる管理本部が反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括して対応しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、取締役及び使用人に対し、その階層に応じて必要な教育研修を行う他、コンプライアンス委員会の実施によって法令及び定款を遵守するための取り組みを行っております。また、法令違反その他のコンプライアンス上問題のある行為に関する相談、内部通報の体制を内部通報規程に定め、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応に努めております。

(3) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を適宜取締役会で協議を行うなど、リスク管理の強化を図っております。

(4) 内部監査

内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,178,346	流 動 負 債	3,051,805
現金及び預金	3,511,319	買掛金	29,957
売掛金	594,475	未払金	75,116
原材料及び貯蔵品	40,149	未払費用	17,379
前払費用	32,295	未払法人税等	77,903
その他の	1,674	前受金	2,745,081
貸倒引当金	△1,567	預り金	7,000
		賞与引当金	42,744
		その他の	56,620
固 定 資 産	1,037,256	固 定 負 債	59,813
有 形 固 定 資 産	647,603	役員退職慰労引当金	8,720
建物	583,035	資産除去債務	51,093
工具、器具及び備品	458,770	負 債 合 計	3,111,619
減価償却累計額	△394,202	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	24,670	株 主 資 本	2,103,983
ソフトウェア	24,670	資本金	704,805
投資その他の資産	364,982	資本剰余金	589,805
投資有価証券	105,100	資本準備金	589,805
役員に対する長期貸付金	133,050	利 益 剰 余 金	809,372
長期前払費用	2,224	その他利益剰余金	809,372
繰延税金資産	28,327	繰越利益剰余金	809,372
その他	96,281	純 資 産 合 計	2,103,983
資 産 合 計	5,215,602	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,215,602

損 益 計 算 書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,781,943
売 上 原 価		670,686
売 上 総 利 益		1,111,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		884,305
営 業 利 益		226,952
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	588	
還 付 加 算 金	550	
そ の 他	89	1,227
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
株 式 交 付 費	6,219	
株 式 公 開 費 用	9,378	15,625
経 常 利 益		212,554
税 引 前 当 期 純 利 益		212,554
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,785	
法 人 税 等 調 整 額	△2,957	78,827
当 期 純 利 益		133,726

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	374,820	259,820	259,820	687,569	687,569	1,322,209	1,322,209
会計方針の変更による累積的影響額				△11,923	△11,923	△11,923	△11,923
会計方針の変更を反映した当期首残高	374,820	259,820	259,820	675,645	675,645	1,310,285	1,310,285
当期変動額							
新株の発行	329,985	329,985	329,985			659,971	659,971
当期純利益				133,726	133,726	133,726	133,726
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	329,985	329,985	329,985	133,726	133,726	793,698	793,698
当期末残高	704,805	589,805	589,805	809,372	809,372	2,103,983	2,103,983

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ステムセル研究所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 順 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 野 匡 伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムセル研究所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し

ているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社ステムセル研究所	監査役会
常勤監査役	坂井和夫 ㊟
監査役（社外監査役）	香山昭人 ㊟
監査役（社外監査役）	藤川義人 ㊟

以上

株主総会会場ご案内

会場

東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル「アイビー」



会場アクセス

「御成門駅」

- 都営三田線

A2出口 徒歩約2分

「芝公園駅」

- 都営大江戸線
- 都営三田線

A4出口 徒歩約7分

「大門駅」

- 都営大江戸線
- 都営浅草線

A6出口 徒歩約4分

「浜松町駅」

- JR線
- 東京モノレール

北口 徒歩約8分

stemcell
INSTITUTE

ステムセル研究所

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。